

奈良県選挙管理委員会告示第四十八号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第三項の規定により、令和六年十月二十七日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙人名簿の登録基準日及び登録日を次のとおり定める。

令和六年十月四日

奈良県選挙管理委員会

委員長 森 本 俊 一

登録基準日 令和六年十月十四日

ただし、令和六年十月二十七日現在で年齢満十八年に達する者を含む。

登録 日 令和六年十月十四日